

会金及び会費に関する規則

(平成29年9月19日制定)

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本医療ベンチャー協会(以下、「本協会」という。)定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費について定めることを目的とする。

(入会金の額)

第2条 定款第7条に定める入会金の額は、別表「1. 入会金基準」による。

(入会金の納付)

第3条 理事会から入会を承認した旨の通知を受領した申込者は、入会金及び会費を当該通知を受領した日の属する月の翌月末までに、納付しなければならない。

2 当協会は、前項の入会金及び会費の支払をもって、申込者の入会手続きが完了したものとし、完了までは当協会の活動への参加を拒否することができる。

(入会者の会員種別の変更)

第4条 当協会は、理事会が申込者の申請と異なる会員種別での入会承認を行い、当該会員種別の名称、入会金、会費等の必要な事項を入会申込者に通知し、かつ、申込者が、この通知に従った入会金及び会費を支払った場合には、これをもって申込者の入会手続きを完了したものとみなすことができる。

(会費の額)

第5条 定款第7条に定める会費の額は、別表「2. 会費基準」による。

(会費の納付)

第6条 会費は、前条に定められた会費の額を年払いで納付することを原則とし、本協会からの請求に基づき、納付しなければならない。

2 年の途中で入会した場合の会費は、当該年度につき月割計算(入会月を含む。)により計算するものとする。この場合、円未満の端数は切り捨てる。

(退会)

第7条 会員がその資格を喪失したときは、当協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(納付の方法)

第8条 本協会の入会金及び会費は、日本円にて納付することが出来る。

2 納付は、本協会の指定する預金口座への振込送金の方法により行われる。

(振込手数料)

第9条 入会金、会費の振込又は送付に係る手数料は、当該会員の負担とする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、社員総会の決議によって改廃するものとする。

附 則

第1条 この規則は、平成29年9月19日から施行する。

(別表)

1. 入会金基準

会 員 種 別	入 会 金
法人A会員	なし
法人B会員	なし
個人A会員	なし
個人B会員	なし
特別会員	なし
賛助会員	理事会決議において個別に定める

2. 会費基準

会 員 種 別	会 費 (年 額)
法人A会員	30,000円
法人B会員	150,000円
個人A会員	5,000円
個人B会員	15,000円
特別会員	なし
賛助会員	理事会決議において個別に定める

ただし、設立の日から平成30年3月31日までの年度の会費については、以下のとおりとする。なお、この期間においては、年の途中で入会した場合も、以下の金額を納付するものとする。

法人A会員	5,000円
法人B会員	50,000円
個人A会員	5,000円
個人B会員	5,000円
特別会員	なし
賛助会員	理事会決議において個別に定める